

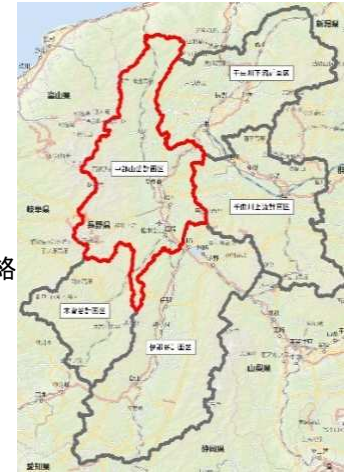
第14期 中部山岳地域森林計画書(案) の概要

- 計画期間
 - 自 令和 3年 4月 1日
 - 至 令和 13年 3月31日

I 計画の大綱

第1 中部山岳森林計画区の概況

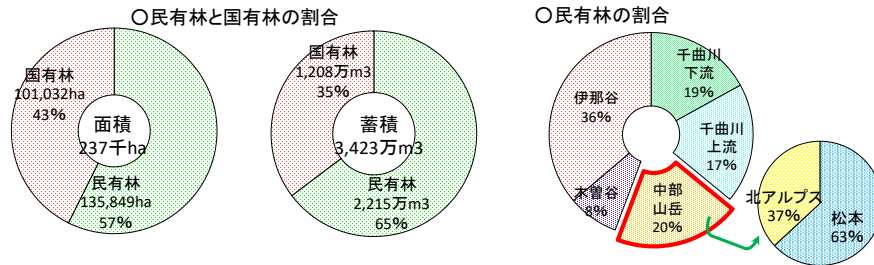
- 自然的背景
 - ・13市町村、県総面積の22%を占める
 - ・森林率80%
- 社会・経済的背景
 - ・鉄道、高速道路、国道により他地域や他県へ連絡



3 森林・林業の現状

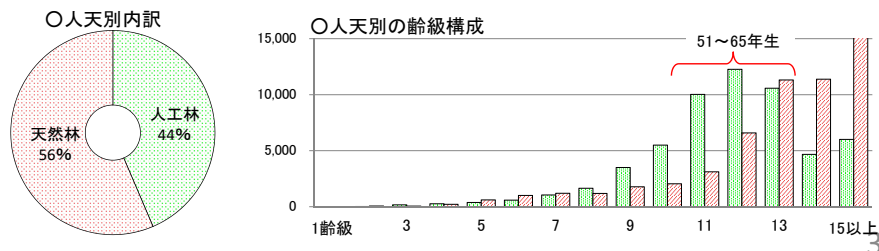
(1) 森林面積と蓄積

・民有林の面積は約14万ha、蓄積は2,215万m³



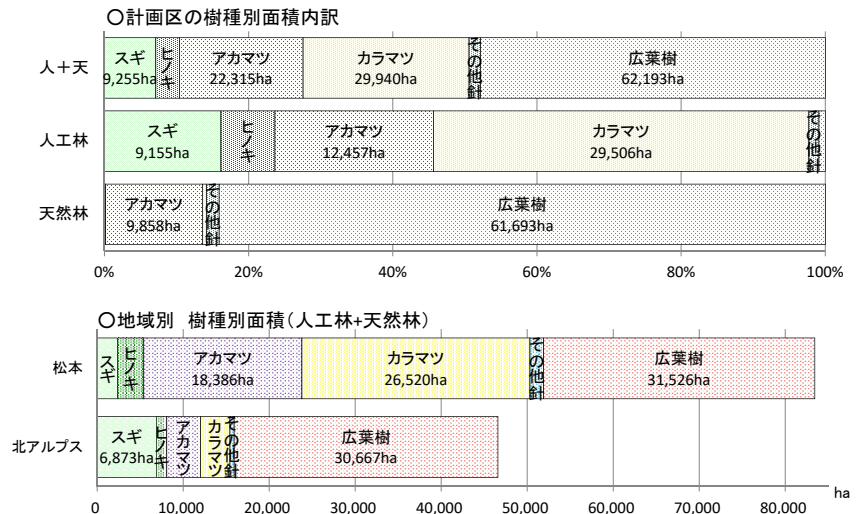
(2) 民有林の森林資源

・人工林率は44%、高齢林が多い



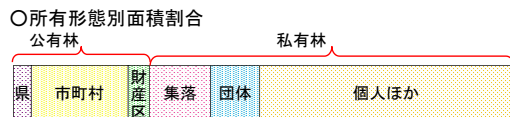
(3) 民有林の樹種構成

・広葉樹、カラマツが多い



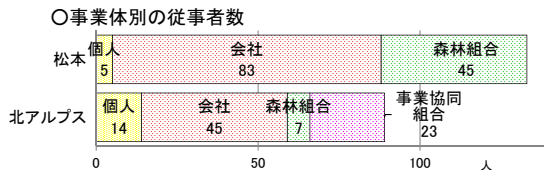
(4) 森林の所有形態

・個人の平均所有規模 2.0ha



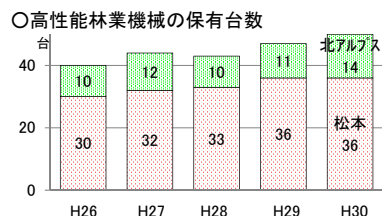
(5) 林業労働

・従事者数は減少傾向
・年間就労日数は増加



(6) 高性能林業機械

・H30の保有台数50台
・県全体の13%

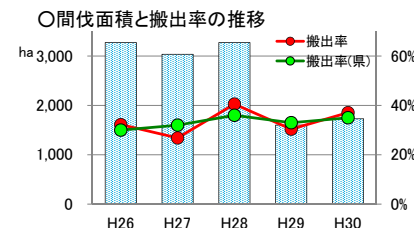


(7) 林内路網の整備状況

・計画区内の延長は2,764km
・路網密度は20.5m/haで県と同程度

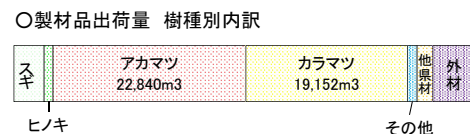
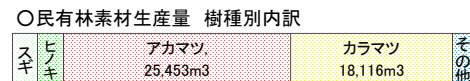
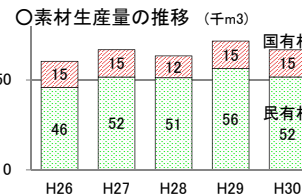
(8) 間伐

・面積はやや減少、搬出率は37%



(9) 素材生産、製材品出荷

・素材生産量は67千m³
・製材品出荷量は55千m³
・アカマツ、カラマツが主



(10) 木材流通

・県森連中信木材センター・・・地域の木材流通の拠点

(11) 地域材の利用

・公共施設等への利用
・住宅建築への助成
・木質バイオマス利用



朝日村役場

(12) 特用林産物

・きのこ、山菜等



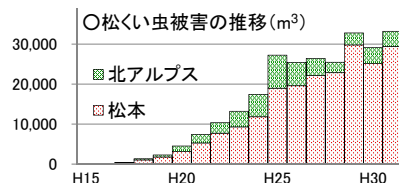
コンテナ苗木生産(松本市)

(13) 林業用苗木

・県内の生産の中心地

(14) 森林病虫害

・松くい虫被害・・・全県の47%



(15) 野生鳥獣被害

・R元の林業被害額:約300万円(全県の1%)

(16) 保安林の配備状況

・指定面積約5万3千ha、指定率39%

(17) 企業等による森林づくり

・森林(もり)の里親事業:18件

(18) 多様な森林利用

・森林セラピー基地、国営公園等

(19) 市町村による取組

・森林公社、里山再生プロジェクト等

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

1 伐採立木材積

▶主伐:需要の増加 間伐:主伐への移行、条件不利地の割合増等

総数			主伐			間伐		
計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
1,024千m ³	513千m ³	50%	131千m ³	154千m ³	118%	893千m ³	359千m ³	40%

2 造林面積

▶主伐後の再造林のコストが課題

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行率	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
1,250ha	204ha	16%	650ha	130ha	20%	600ha	74ha	12%

3 林道等の開設又は拡張

▶地形や地質が悪い箇所での施工によるコスト増

区分	開設(新設+改築)			拡張(改良+舗装)		
	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
総数	74km	4km	5%	96km	3km	3%

9

4 保安林の指定又は解除

▶公益的機能の発揮が必要な森林で指定

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行率	計画	実行	実行率
総数	54,579ha	52,771ha	97%	—	4ha	—
水源涵養	29,446ha	28,761ha	98%	—	2ha	—
災害防備	24,908ha	23,934ha	96%	—	2ha	—
保健風致	3,392ha	2,989ha	88%	—	0ha	—

5 保安施設地区の指定 ・該当なし

6 保安施設事業

▶おおむね計画どおりに実行

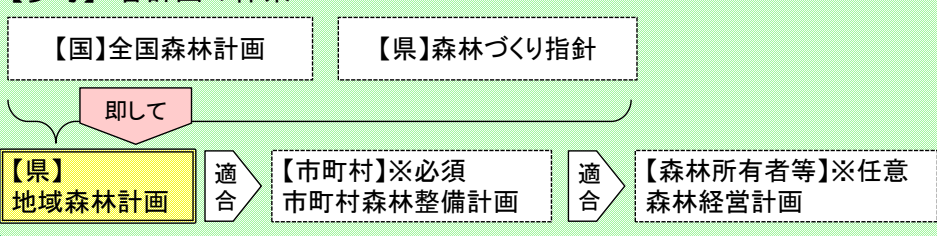
区分	計画	実行	実行率
治山事業施工地区数(箇所)	45箇所	47箇所	104%

10

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

◆全国森林計画、長野県森林づくり指針に沿った計画

【参考】各計画の体系



◆重点事項の区分

- 1 「みんなの暮らしを守る森林づくり」
- 2 「木を活かした力強い産業づくり」
- 3 「森林を支える豊かな地域づくり」

11

1 みんなの暮らしを守る森林づくり

(1) 多様な森林整備の推進

- ・公益的機能に応じた森林整備の実施
- ・間伐の推進…コストの低減、間伐材の搬出
- ・主伐の促進…適切な方法による伐採、更新の確保
- ・適切な更新…更新コストの縮減、苗木の確保と生産支援

(2) 森林の保全に向けた取組の強化

- ・災害に強い森林づくり
 - …治山事業実施、危険個所の抽出
- ・松くい虫被害対策
 - …予防や駆除等、総合的な対策の実施
- ・森林の開発行為
 - …発電施設の計画等への適切な指導



災害発生時



竣工から3年後

12

2 木を活かした力強い産業づくり

(1) 林業再生の実現

- ・施業の集約による効率化・・・事業者への委託の推進、森林経営計画の作成推進
- ・地域が一体となった取組・・・各分野の関係者の連携の推進、スマート林業の構築
- ・担い手対策・・・育成・活用・確保、林業事業者の体質強化

(2) 信州の木の利用促進

- ・原木の安定供給・・・関係者の連携による需給調整
- ・多様な利用及び需要の開拓
・・・公共施設での利用、木質バイオマス利用の推進



交流施設(塩尻市)

3 森林を支える豊かな地域づくり

(1) 森林の適正な管理の推進

- ・管理主体の明確化・・・委託の推進、森林経営管理制度の活用
- ・里山の整備・利用・・・里山整備利用地域の指定等

(2) 森林の多面的な利用の推進

- ・多様な主体の参加・・・市町村による取組の推進
住民やNPO等の活動支援
企業等との連携・交流の推進
- ・森林関連産業の振興と育成
・・・森林セラピー基地や森林公園の活用
特用林産物の生産振興

(3) 野生鳥獣対策の推進

- ・計画的な被害対策・・・関係部局との連携
- ・鳥獣害防止森林区域・・・区域設定の助言・指導

II 計画事項

【現行計画からの主な変更点】

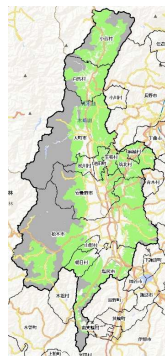
- 1 計画の対象とする森林の区域の変更(転出・転入による)
- 2 計画量の変更(成長に伴う資源量の変化による)
- 3 統計・地区一覧データの更新

- ▶ 森林の整備・保全に関する方針、基準等の記載内容については大きな変更はありません
- ▶ 計画の方針や基準等は、県内の全計画区の地域森林計画で同様の内容です
- ▶ 計画の方針や基準に基づき、市町村森林整備計画において具体的な内容を定めることが可能です

第1 計画の対象とする森林の区域

松本、北アルプス地域振興局管内
13市町村

- ・森林面積: 135, 689ha
- ・現行計画からの増減: -160ha



第2 森林の整備及び保全の方針等

1 森林の整備及び保全の目標等

- ・機能別に森林整備と保全の基本方針を定める

機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
【例】 水源涵養	県民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。 ①健全な森林土壌の維持のため、適切な保育・間伐を実施する。 ②不成績造林地は、植栽により浅根性と深根性の樹種を組み合わせ配置し、森林土壌の粗大空隙を発達促進させる。 ③主伐による裸地は早期に縮小及び分散を図る。	①粗大孔隙の大きな森林土壌を持つ森林 ②階層構造が発達し、他樹種が混交する森林 ③齢級の高い森林 ④林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林

2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

区分		現況	計画期末	増減
森林面積	育成単層林	57,210 ha	57,135 ha	-75 ha
	育成複層林	742 ha	817 ha	+75 ha
	天然生林	71,829 ha	71,829 ha	0 ha
	計	129,781 ha	129,781 ha	0 ha
森林蓄積		172 m ³ /ha	191 m ³ /ha	+19 m ³ /ha

第3 森林の整備に関する事項

1 伐採(主伐)

主伐の区分	皆伐	択伐以外のもの
	択伐	立木の一部を区域全体でおおむね均等な割合で伐採する
主伐の主な留意事項	共通事項	伐採跡地が連続しないよう、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する
	皆伐	・一箇所当たりの皆伐の上限面積は20haを超えない ・隣接する伐採跡地との間に20m以上の保残帯を設ける
	択伐	・一箇所あたり0.05ha未満、隣接する伐区と20m離す ・一定の立木材積を維持する適切な伐採率による
立木の標準伐期齢	針葉樹	カラマツ・アカマツ・スギ:40年、ヒノキ:45年、その他針葉樹:60年
	広葉樹	クヌギ:15年、ブナ:70年、ナラ類・その他広葉樹:20年
	その他	・伐期の延長を推進すべき森林:上記の林齢+10年 ・長伐期施業を推進すべき森林:上記の林齢×2倍

2 造林

(1)人工造林

- ①対象地
- ・木材生産の適地
 - ・森林の有する多面的機能の発揮が必要な土地
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

②対象樹種及び植栽本数 (haあたり)

スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他針	広葉樹
3,000本	3,000本	3,000本	2,300本	3,000本	3,000本

※上表を基準に苗木や品種の特性等を勘案して本数を決定可能

- ③標準的な植栽方法
- ・苗木の種類、自然条件等を勘案して適期に植栽
 - ・必要に応じて獣害防除対策を検討

④伐採跡地の人工造林をすべき期間

- ・皆伐:伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日まで
- ・択伐: " 5年を経過する日まで

(2)天然更新

- ①対象地
- ・周辺森林からの実生による更新可能地
 - ・ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
 - ・人工造林不成績地、気象害・獣害跡地で天然更新が進行した箇所
- ②対象樹種
- ・天然下種更新:高木性の樹種
 - ・ぼう芽更新:ぼう芽能力の強い樹種
- ③標準的な方法
- ・更新後の生育が阻害されている場合は、刈り出し・植込み等の補助作業を行う
- ④完了判定基準
- ・期待成立本数:10,000本/ha以上
 - ・判定時期:伐採終了の翌年度の初日から5年を経過する日まで

3 間伐及び保育

- (1)間伐の標準的な方法 (カラマツ、アカマツ、ヒノキ、スギ)
- ・施業体系:間伐を行う回数と林齢、間伐本数、間伐率など
- (2)保育の標準的な方法 (下刈り、枝打ち、除伐、つる切り)
- ・実施時期や林齢、回数、内容、対象樹種を定める

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

【例】

機能区分	設定基準	設定区域
水源涵養	① 水資源の保全のため森林土壌涵養能力を維持・増進する必要のある森林を設定する。	① 水源かん養保安林 ② 水道水源保全地区 ③ 水資源保全地域 ④ ダム集水区域 ⑤ 上下流の協力により水源林の整備を行っている森林 ⑥ 水道水源地周辺の森林
	② 林班単位で設定する。	
	③ 面的に設定する。	

5 林道等路網の整備

(1)開設及び改良に関する基本的な考え方

- ・「長野県林内路網整備指針」に準拠

(2)効率的な森林施業のための作業システムの基本的な考え方と路網密度の水準

- ・地形等に適した作業システムを検討し、安全で効率的なものとする

6 森林施業の合理化等

(1)施業の集約化、委託の推進

- ・集約した森林における経営計画の作成

(2)森林経営管理制度の活用の促進

- ・所有者による経営管理が見込めない森林を市町村が経営管理
- ・制度の主体である市町村への支援(森林経営管理支援センター)



第4 森林の保全

1 森林の土地の保全

(1)土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

- ・保安林、林地開発許可、伐採届出等、法令の遵守と指導の徹底

(2)森林の土地の保全に特に留意すべき森林

- ・保安林や砂防指定地等、保全に特に留意すべき森林の所在

水源の涵養	土砂の流出崩壊防止	合計
34,264ha	83,245ha	117,509ha

2 保安施設

(1)保安林の整備

- ・重要な水源の保全、災害防備等のため保安林に指定する必要がある森林について、保安林として管理すべき面積を計画

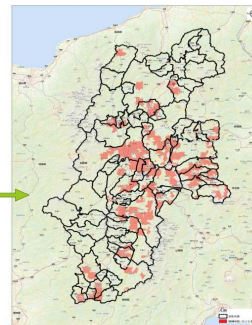
(2)治山事業

- ・災害に強い森林づくりに向けた治山事業を実施
- ・防災に関する情報発信、啓発活動

3 鳥獣害の防止等

(1)鳥獣害防止森林区域、鳥獣害の防止に関する方針

- ・区域設定の基準
 - ・「森林生態系多様性基礎調査結果」等を参考
- ・鳥獣害の防止方法に関する方針
 - ・防護柵、防護資材、忌避剤
 - ・加害獣の捕獲



4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護

(1)森林病虫害等の被害対策

- ・松くい虫の被害防止: 守るべき松林を中心とした総合的な対策

(2)鳥獣害対策の方針(上記3の項目を除く)

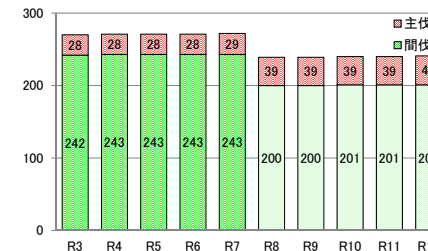
- ・対象鳥獣の種類や生息状況に応じた対策

(3)林野火災の予防

第6 計画量等

1 伐採立木材積

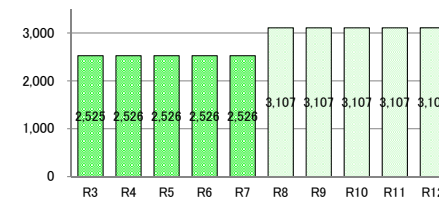
➤ 2,554千m³(主伐:337千m³ 間伐:2,217千m³)



- ・計画の標準伐期齢、間伐施業体系を参考に、計画期間内に伐採時期を迎える森林を抽出

2 間伐面積

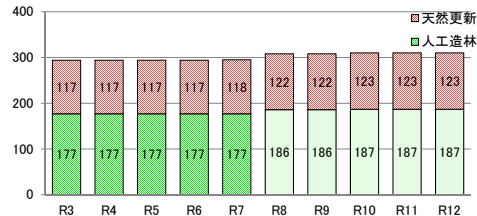
➤ 28,165 ha



- ・1の伐採立木材積と同様に算出

3 造林面積

➤ 3,017ha(人工造林1,818ha、天然更新1,199ha)



- ・主伐の箇所では造林を行うこととして算出
- ・人工林で主伐⇒人工造林
天然林で主伐⇒天然更新として計画

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設(新設、改築)

区分	新設	改築	合計
林道	146km	13km	159km
森林作業道	236km	-	236km
計	382km	13km	395km

(2) 拡張(改良、舗装)

区分	改良	舗装	合計
林道	79km	163km	243km

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

➤ 保安林指定の計画量 11,099ha

保安林の種類	現況	指定計画面積	計画期末の指定面積
総数	52,771ha	11,099ha	63,870ha
水源かん養	28,761ha	6,581ha	35,342ha
災害防備	23,934ha	4,389ha	28,323ha
保健、風致の保存等	2,989ha	129ha	3,118ha

※ 複数に指定される保安林があるため、総数は合計と一致しない。

(2) 実施すべき治山事業の数量

➤ 27地区で実施を計画

所在	治山事業施行地区数	主な工種
11市町村	27地区	溪間工、山腹工、本数調整伐

資料 2-2

地域森林計画変更計画書(案)の概要

地域森林計画変更計画書(案)の概要

計画区	計画期間	変更内容及び理由								
		計画の対象とする森林の区域			林道等の開設及び拡張に関する計画			保安林整備に関する計画		
		変更前	変更後	主な理由	区分	変更内容	主な理由	変更前	変更後	主な理由
伊那谷	自 H30.4.1	ha	ha	523ha増加 ・官行造林返地 ・転用、編入等	開設	路線増	市町村計画の変更	-	-	-
	至 R10.3.31	248,882	249,405		拡張	路線増				
千曲川上流	自 H31.4.1	ha	ha	36ha増加 ・官行造林返地 ・転用、編入等	開設	路線増		-	-	-
	至 R11.3.31	116,563	116,599		拡張	路線増				
千曲川下流	自 R2.4.1	ha	ha	10ha減少 ・転用、編入等	開設	路線増	-	-	-	
	至 R12.3.31	130,384	130,374		拡張	路線増				